

『新編 一宮町史』編さん基本方針

令和4年10月16日策定

1. これまでの経緯

昭和38年(1963)に編さんが開始された旧『一宮町史』は、翌年の昭和39年(1964)に発行されました。編さん期間がわずか10ヶ月程度であったこともあり、当時の編さん委員長も「あとがき」に「時日の制約のために完全なものづくり得なかった」、「将来この町史の及ばなかったところを補い、さらにより「一宮町史」のできることを、心より念願してやまないものである」(原文ママ)と記しており、『町史』の再編さんは長年の当町の課題でした。

本町では令和2年(2020)9月23日付で一宮町教育委員会から一宮町長へ提出された「令和3年度教育予算の要望について」内において「「一宮町史」の再編さんについて」を記載、町部局の理解を得て、令和3年度に「一宮町史編さん準備委員会」を設置、令和4年度に「編さん委員会」を立ち上げることを目指し、取り組んできました。

2. 策定の趣旨

この基本方針は、一宮町総合戦略(計画期間:令和4年度~令和8年度)に基づき、新しい『一宮町史』(以下、『新編』という。)編さんの基本的な方向性と計画を示し、町史編さん事業の骨格とするために策定します。

3. 編さんの目的

編さんの目的は、主に以下の通りとします。

- (1) 町の歴史的変遷を学術的・系列的に記述した『新編』を刊行することにより、史実を後世に伝え、町民の郷土への理解・関心を高め、郷土愛の育成を図ること。
- (2) 旧『町史』に記載された内容を精査し、新たな研究成果や知見を反映させ、より町民に親しまれ、利用しやすい『新編』を編さんすること。
- (3) 歴史的公文書や古文書、古写真、考古資料、民俗資料、自然、伝統芸能等の歴史資料の調査研究、収集・整理活動を通して、地域資料を次世代へ引き継ぐこと。
- (4) 編さんの過程で明らかになった史実や収集・整理された資料等の研究成果の活用を図り、町における様々な地域資源の向上と発展に寄与すること。

4. 基本方針

編さんは、以下の基本方針に基づいて行うものとします。

- (1) これまでの町における歴史資料の調査研究の蓄積と、最新の歴史研究の成果をもとに、未解明となっている時代や地域を踏まえ、『新編』を編さんします。
- (2) 原始・古代から近現代までの一宮町の歴史を取り上げるほか、町内の自然、民俗芸能を取り上げます。
- (3) 学術的検証に耐えうる信頼性の高い水準を保ちながらも、平易な文章で読みやすく、まちづくりや学校教育での活用にも配慮した『新編』を編さんします。
- (4) 町内外から広く資料を収集、調査研究し、活用を図ります。
- (5) これまでの町村・分村合併の経緯を踏まえ、地域的・経済的・文化的な特性に配慮しながら編さんします。
- (6) 日本の政治・経済・行政史の視点のみならず、地域で生きた、活躍した人々の視点も取り入れながら編さんします。
- (7) HPやメディア等を通じた情報発信に努めるほか、写真や図版を多く使用し、広く町民に親しまれ、利用される『新編』となるよう編さんします。
- (8) 収集・調査研究した各種資料は、編さん後も活用できるよう、適正に保存・公開することができる体制づくりをします。
- (9) 町内外の文化財関係団体、各種関係機関、研究者等と連携し、町史編さん目的の普及と人材育成を図ります。

5. 町史の内容及び構成

- (1) 刊行する『新編』は、旧『町史』を全面改訂した「通史編」とします。
- (2) 「資料編」として、随時『一宮町歴史叢書』を刊行します。

6. 編さん期間及び刊行計画

- (1) 令和4年度(2022)から事業を開始し、令和13年度(2031)中に『新編』を刊行することを目指します。
- (2) 刊行計画は、別に定めます。

7. 頒布部数

町民が購入しやすい頒布価格や場所、方法を検討し、広く周知します。

8. 付帯事項

- (1) 『歴史叢書』、『町史研究』の刊行により、研究成果を定期的に周知することに努めます。
- (2) 『新編 一宮町史 編さんだより』を定期的に発行し、編さん状況の周知に努めます。
- (3) 企画展示、講演会、講座等の開催により、町民への普及を図ります。

9. 編さん体制

編さんに伴う体制は以下の通りとします。

(1) 町史編さん委員会

町史編さんの基本方針や事業計画を定め、調査研究並びに町史の執筆、編集を行います。町内外の研究者・学識経験者等で組織します。詳細については別に定めます。

(2) 町史編さん調査員

事業・刊行計画等に基づき委嘱し、町史の調査研究を行います。詳細については別に定めます。

(3) 町史編さん協力員

町史編さん事業において、調査や資料の収集・整理・情報提供等に協力します。詳細は別に定めます。

(4) その他

その他必要と認められる者。

10. 事務局

- (1) 事務局は、教育委員会教育課社会教育係におきます。
- (2) 編さんを円滑に遂行するため、事務局の組織体制について、常に適正な人員配置と施設の整備に努めます。

11. その他

この基本方針に定めるもののほか、町史編さんに関する必要な事項は別に定めます。